明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五五）　一
〔復興庁令・省令〕
○厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令（復興庁・厚生労働二）　一
〔省　令〕
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務八三）　二
○財務省組織規則の一部を改正する令（財務五二）　二
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一九）　二
○薬事法施行規則の一部を改正する省令（同一二〇）　三
○薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令（同一二一）　三
〔告　示〕
○中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令第十二条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める件（金融庁六四）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務三五七）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二九九）　五
○送出事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（厚生労働四九一）　五
○受入事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する件（同四九二）　六
○保安林の指定をする件（農林水産二一三七）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通九三〇、九三一）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同九三二）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同九三三）　七
○国土調査の実施に関する公示（同九三四、九三五）　七
○旅行業法の規定に基づく登録研修機関の登録抹消の件（観光庁一二）　七
○水路測量の実施に関する件（海上保安庁二〇四、二〇五）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一三一）　八
○道路に関する件（北海道開発局八九、九〇）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
内閣　復興庁　法務省　公安調査庁　九
外務省　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一二
〔官庁報告〕　一二
法　務　一二
公証人任免（法務省）　一二
〔資　料〕　一二
閣議決定等事項　一二
〔公　告〕　一二
諸　事　項　一二
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し　一二
関係　一二
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一三
会社その他

府　令

○内閣府令第五十五号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一号に次のように加える。

ナ　認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する者をいう。）

第五十三条第五号及び第六十五条の二第七号中「（平成十一年法律第十八号）」を削る。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

復興庁令・省令

○復興庁・厚生労働省令第二号

薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第百二十号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令の一部を改正する命令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成二十三年内閣府令第九号）厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「附則第五十条の」を「第五十条の」に、「附則第五十条第一項」を「第五十条第一項」に改める。